

安城市体育施設の前払式利用券及び回数利用券に関する協定書

安城市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、安城市体育施設の前払式利用券に関する取り扱いについて次のとおり協定を締結する。

（基本事項）

第1条 乙は、自己の管理する施設において、令和8年3月31日までの指定管理者が販売したＩＣカード型前払式利用券及び回数利用券の利用を認めるものとする。

2 乙は、甲が令和元年7月31日までに販売した回数利用券の利用を認めるものとする。

2 乙は、甲や令和8年3月31日までの指定管理者が販売した磁気カード型前払式利用券の残額を、乙が管理するＩＣカード型前払式利用券に付け替えし、利用料金の支払いに使用することを認めるものとする。

（前払式利用券の利用範囲）

第2条 安城市レジャープールのプール若しくはトレーニングルームの利用。

（協議）

第3条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ決定する。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 安城市桜町18番23号  
安城市  
安城市長 神谷 学

乙